○経済産業省告示第五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

二の二の表の第1の2922・29の項中「1－（4－メトキシフェニル）－N－メチルプロパン－2－アミン」の下に「、3－［（1R・2R）－3－（ジメチルアミノ）－1－エチル－2－メチルプロピル］フェノール（別名タペンタドール）」を加える。

二の二の表の第1の2932・99の項中「N－メチル－N－（1－（3・4－メチレンジオキシフェニル）プロパン－2－イル）ヒドロキシルアミン」の下に「、2－エチルアミノ－1－（3・4－メチレンジオキシフェニル）プロパン－1－オン」を加える。

二の二の表の第1の2933・99の項中「［1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－イル］（4－メチルナフタレン－1－イル）メタノン」の下に「、［1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－イル］（2・2・3・3－テトラメチルシクロプロパン－1－イル）メタノン」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年一月十九日から施行する。

○国土交通省告示第三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1216	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）豊洲3－2街区［B2街区］開発計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	東京建物株式会社 三井不動産レジデンシャル株式会社 三菱地所レジデンス株式会社 東急不動産株式会社 住友不動産株式会社 野村不動産株式会社	東京都中央区八重洲一丁目9番9号 東京都中央区日本橋室町三丁目1番20号 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	平成25年12月25日
1222	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「京急蒲田西口駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合	東京都大田区蒲田四丁目十六番二号	平成25年12月25日
1223	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「静岡呉服町第一地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	静岡呉服町第一地区市街地再開発組合	静岡県静岡市葵区呉服町二丁目2番13号	平成25年12月25日

○国土交通省告示第三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小湯ノ沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を昭和四十六年建設省告示第百六十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡外ヶ浜町

字平舘石浜尻高川　一番六〇七　一号及び二号
一番五九七　三号及び四号
一番五九六　五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱六号と十号を昭和四十六年建設省告示第百六十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡外ヶ浜町

字平舘石浜尻高川　一番三六一　六号
一番三六〇　七号
一番一一九　八号
一番三五六　九号
一番一一七　十号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

目倉石沢

三　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から二十号までを順次結んだ線及び標柱1号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市浪岡大字細野

字目倉石　四九番四　一号から三号まで
六三番一　四号から七号まで
六五番一　八号及び九号
五九番一　十号から十二号まで
三五六番一〇　十三号
三五六番九　十四号
三五六番八　十五号
三四四番四　十六号及び十七号
七八番　十八号
九二番一地先河川敷　十九号
九〇番一地先河川敷　二十号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中大川平沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱1号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡今別町大字大川平

字熊沢　六一番二　一号及び二十三号
三五番　三号
二〇三番　四号
六七番　五号から七号まで
七〇番一　八号から十六号まで
六五番　十七号

字村元　一八八番一　二号
一九七番二　十八号及び十九号
一八九番　二十号
一九〇番二　二十一号
一八八番二　二十二号

○国土交通省告示第三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カツラ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から八号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、平成二十四年国土交通省告示第千四百五十九号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱1号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市笠堀

字上ノ山　二一二番　一号から五号まで
二一六番二　六号
二一六番五　七号及び八号